

令和元年第8回弘前市教育委員会会議録

日時 令和元年9月24日(火)

午後3時

場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告
報告第3号 臨時代理の報告について
(弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案)
- 6 議案の審議
議案第10号 小友小学校、三和小学校及び新和小学校の統合について
議案第11号 弘前市学校給食員議会委員の委嘱について
議案第12号 教育財産の取得申出について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、3番 日景 弥生 委員、5番 高木 恵美子 委員

◇欠席委員

2番 澤田 美彦 委員、4番 村谷 要 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、
教育総務課長 中村 工、学校整備課長 三上 善仁、学務健康課長 菅野 洋、
学校指導課長 横山 晴彦、教育センター所長 三上 文章、
生涯学習課長 柳田 尚美、博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦、
文化財課長 小山内 一仁

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 高谷 一豊、教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和元年第8回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は3名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番 日景 弥生 委員と5番 高木 恵美子 委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が1件と議案が3件となっております。

・報告第3号

○教育長（吉田 健） 報告第3号 臨時代理の報告、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（中村 工） それでは報告第3号、臨時代理の報告についてですが、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への提出についてご説明いたします。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係規定を整備するなど所要の改正をする条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、教育長が臨時代理したものです。同条第3項の規定により、教育委員会に報告するものです。

はじめに、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律についてでございますが、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等の、いわゆる欠格条項を設けている各制度につきまして心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査する規定へと適正化をいたしまして、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないようにするものです。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。弘前市教育関係職員の給与等に関する条例第24条第5項に、先にご説明申しました、成年被後見人を一律に排除する規定がございましたので関係個所を削除するものです。

附則についてご説明申し上げます。附則の第1項により、この条例は法律の執行の日である令和元年12月14日から施行するものです。附則の第2項は経過措置を規定しているものです。

次に会計年度任用職員制度の導入に伴う改正についてご説明申し上げます。今回の条例改正のきっかけとなりました、地方公務員法及び地方自治法の一部改正の内容についてご説明申し上げます。改正の目的ですが、特別職及び臨時的任用職員の適正な任用を確保するとともに、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図り、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するも

のであります。

それから地方公務員法の改正部分ですが、特別職の範囲を専門的な知識・経験等に基づき、助言・調査等を行うものに厳格化いたしまして、臨時的任用を常勤職員に欠員が生じた場合に厳格化するものです。また一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を新たに設け、その採用方法また任期等を明確化したものです。

地方自治法の改正部分ですが、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備したものです。改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。第1条におきましては、制定趣旨に会計年度任用職員の定義を追加いたしまして、第3条、第4条、第7条、第8条及び第9条において会計年度任用職員を追加したことによりまして、給料表等の適用するものの範囲を規定するなどしたほか、弘前市職員給与条例の手当の並び順に習いまして、手当の表示について字句訂正、修正をするなどの改正をしております。第26条、第27条において会計年度任用職員の給与の額、支給する手当の額及び種類、旅費等について改正を行うものです。第28条におきましては、勤務時間について規定をし、第29条では臨時的任用職員の給与について教育委員会が定めることを規定しております。

附則についてご説明申し上げます。附則の第1項では施行期日を定めており、来年4月1日から施行するものです。附則の第2項は会計年度任用職員の選任等のため必要な場合は、条例の施行の前においても行うことができる旨を規定するものです。説明は以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第3号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第3号は承認されました。

・議案第10号

○教育長（吉田 健） 議案第10号 小友小学校、三和小学校及び新和小学校の統合について、事務局から説明をお願いします。

○学校整備課長（三上善仁） 議案第10号、小友小学校、三和小学校及び新和小学校の統合についてご説明いたします。提案理由でございますが、小友小学校、三和小学校及び新和小学校において、児童数の減少に伴い複式学級を編成しており、子供たちが集団の中で学ぶことができる教育環境を実現するため、地域住民の理解のもと3校を統合し統合校を新設するものです。

統合の内容についてご説明いたします。まず統合の時期につきましては、令和3年4月1日といたします。次に統合校の校名につきましては、小友小学校、三和小学校及び新和小学校区の児童、保護者及び地域の方々からアンケートを取りまして、その結果において新和小学校という回答が最も多く、この結果を受けまして新和地区の小

学校統合準備協議会において、新和小学校で合意したものです。

次に統合校として活用する校舎ですが、3校の中で一番新しく教室の数も多く、さらには児童館が隣接していることから、現新和小学校を活用することとしております。また、校名及び校章につきましても現新和小学校の校歌及び校章を引き継ぐものでございます。

最後の通学区域につきましては、現在の小友小学校、三和小学校及び新和小学校の通学区域を合わせたものとなります。

以上が議案第10号の内容でございます。なお校名以外の項目につきましては、地域の代表や学校関係者等で組織する統合準備協議会において議論を重ね、了承を得られたものでございます。

以上が議案の説明でございますけれども、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

まず平成27年8月に、弘前市立小中学校の教育改革に関する基本方針を委員会の方で策定しておりまして、これに基づき平成28年に3校、及び7月には3小学校合同での地域意見交換会を開催しております。統合については大きな反対はなかったことから、平成29年7月31日に第一回新和地区小学校統合準備協議会を開催しております。ここで統合の必要性については理解は得られましたが、委員会の方で策定いたしました、新和小学校を活用したいという方向性は保留という形になりました。これは、小友小学校もそれほど古くはないということで、どちらかを選ぶような形での選択というものを提案されたということにして、その後新和小、小友小の見学会、平成29年8月29日と9月4日、それぞれの見学会を開催しております。

次に、平成30年3月28日に第3回の新和地区の準備協議会の方で、新和小を活用した統合案で合意ということで、統合の時期は保護者意見が最も多かった3年後ということで、令和3年4月1日で合意したということでございます。平成30年度以降の対応ということですが、平成30年7月9日に第4回の協議会を開催いたしまして、ここで校名は学区住民のアンケートを行いその結果を踏まえ、平成30年12月19日は第5回の協議会を開催いたしまして、アンケート結果の集計をもとに、校名は新和小、校歌校章も現新和小を引き継ぐということで合意してございます。今年の7月10日には、さらに通学支援それから放課後児童対策についてのアンケートを実施するというので協議しておりまして、今準備を進めているところでございます。以上でございます。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○3番（日景弥生委員） 平成28年度から丁寧に段階を踏んで進めているというところは非常に高く評価したいと思います。3つの小学校に関わる保護者等を含めて、特に異論はないということも承知いたしました。ひとつお伺いしたいのは、確認も含めてなのですが、弘前市内の小学校中学校に関して今まで統合したのものがあるのかどうか、あるのであればその学校について子供たちや保護者あるいは地域住民がどのような評価をしているかということについて教えていただけますか。

- 学校整備課長（三上善仁） これまで弥生小と船沢小、それから百沢小と岩木小学校という形で統合しております。いずれも統合という形で、すでにあるところに入っていたという形で、人数が一桁台という形になった段階で、やむを得ないということのようでしたが、弥生小については統合後に特にご意見とかは伺ってございませんでした。百沢小については統合した後もご意見を伺っており、その中で、統合する前は不安だったけれども統合して良かったという意見がある反面、きめ細かいと言いますか、一人ひとりと言いますか、そういうのが無くなったということで不安を感じる保護者の方がおられたというアンケートが出てきております。一度しかアンケートを実施していませんが、現状に対して不満というものは聞いてはございません。
- 3番（日景弥生委員） 追跡調査等はしているのでしょうか。
- 学校整備課長（三上善仁） 一度やっただけでいいのかということもありますので、もし可能であれば再度行うことも考えてみたいと思っています。
- 3番（日景弥生委員） 要望ですが、前にもお話したのですが、やはり一つのケースとしてぜひ追跡をしていただければと思います。それから二つ目ですが、統合になった場合に子供たちの通学手段というのが、やはり保護者の立場からするととても心配なところかと思いますが、この辺りはどのようにお考えでしょうか。
- 学校整備課長（三上善仁） まず統合にあたって、通学手段と放課後児童対策が一番の問題になってございますので、保護者に対して通学支援策と放課後児童対策、これについて基本的にはスクールバスは出しますよというアナウンスをしていますので、スクールバスを出すにあたって、場合によっては自家用車での送迎という方もおられますので、どちらを利用されますかとか、通学や放課後についても児童館を利用されますかというところを聞いたうえで、小学校ごとに保護者を集めて、細かく意見を聴取しながら進め、基本的には三和の方はスクールバスの意向が強いので、そちらは確実に運行すると思います。小友は場合によっては保護者の送迎でいいよというようになると、金銭の問題になりますが、そちらの方を支援するという形になるかと思っています。
- 5番（高木恵美子委員） 百沢で中学校の周りの声は、聞こえてこないということなので、大丈夫なのだろうとは思いますが。逆に児童館が百沢は無かったので、児童館にそのまま学校が終わったら行けるという流れが、親としては逆に良いところかと思っています。通学的には、スクールバスではないので、みんな送って行っていますが、中には弘南バスを使って定期の方もいるという話を聞いた気がします。
- 学校整備課長（三上善仁） それぞれの家庭に応じた、一番いい選択ということにしております。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 議案第10号を可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は可決されました。

・議案第11号

○教育長（吉田 健） 議案第11号 弘前市学校給食審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（菅野 洋） 議案第11号 弘前市学校給食審議会委員の委嘱についてご説明いたします。本議案の提案理由といたしましては、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。別紙に委嘱する者の氏名及び委嘱期間を記載しております。昨年度からの今年委嘱委員の変更につきましてはナンバー4番と5番の弘前市連合父母と教師の会の副会長の2名、6番の弘前市学校給食主任会会長と7番の同じく主任会の副会長、12番の津軽弘前農業協同組合販売部直販課長、13、14のところは公募となっております、公募委員となっております。委嘱期間は委嘱の日から令和2年3月31日となっております。以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○5番（高木恵美子委員） 給食審議会というのは年に何回ぐらい行われているのですか。

○学務健康課長（菅野 洋） 昨年1回だけ実施しております。学校給食費の改定ということ。

○教育長（吉田 健） 今年、給食費値上げとかもありましたのでそれを議題に話し合いが進んだということでもあります。

○5番（高木恵美子委員） 今年度の会議予定は特にはないのですか。

○学務健康課長（菅野 洋） 今年の会議予定は、今のところは具体的にはないです。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第11号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は可決されました。

・議案第12号

○教育長（吉田 健） 議案第12号 教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（菅野 洋） 議案第12号、教育財産の取得申出についてご説明いたします。本議案は教育財産の取得について、市長に申し出するものであり、提案理由といたしましては、小中学校で使用する除雪機を老朽化に伴い更新しようとするものです。取得する財産といたしましては除雪機8台であり、取得金額につきましては、予定額として1千074万2千円を予定しております。以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○教育長（吉田 健） 学校からもう壊れたからというような、8台を超えるような要求とかはあったのでしょうか。

○学務健康課長（菅野 洋） 南中学校の方から、故障による修繕費が高額なため、本来は2020年度更新予定であったのですが、前倒して今回更新するという事例がありました。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第12号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は可決されました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって、令和元年第8回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時28分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

教育長 吉田 健

署名者 日景 弥生

署名者 高木 恵美子